

小山町定例記者会見

9月

令和3年9月29日(水)
企画総務部 地域振興課



人の動き(令和3年9月1日現在)

人口 17,945人(前月比-12人)
世帯数 7,594世帯(前月比-6世帯)

★ 会見事項

- 1 新型コロナワクチン接種について
- 2 小山町中小企業等応援金について
- 3 令和3年度 富士山須走口登山道登山者数等の実績について
- 4 川野将虎選手オリンピック出場報告会及び出場記念展の開催について
- 5 おやまアートビレッジの開催について
- 6 東京2020オリンピック・パラリンピック選手村提供木材の活用について
- 7 県立小山高等学校との連携協定の締結式について
- 8 区長との意見交換会と令和2年度区要望の対応実績について
- 9 小山町出前講座の募集について
- 10 キャッシュレス決済の拡充について
- 11 埋設廃棄物問題への対応について

その他

◇次回の定例記者会見は

10月28日(木) 15:30から 役場本庁3階 301会議室で行う予定です



新型コロナワクチン接種について

(小山町健康増進課)

1 概要

5月から開始した町の集団接種について、全町民の70%を超える接種の完了が見込まれ、集団接種の予約枠での空きが目立つ状況になったことから、10月末日をもって終了いたします。(1回目接種の予約は10月9日(土)まで、2回目接種の予約は10月30日(土)まで)

なお、集団接種終了後も引き続き接種機会の確保を図るため、町内医療機関での個別接種は継続して実施します。

※集団接種会場発着の無料デマンドバスも終了となります。

2 内容

9月20日時点での【接種済者数】とワクチン接種予約システムの【予約者数】から接種完了見込み者数を算出しました。

また、同日時点での予約枠に対する予約者数は次のとおりです。

●接種完了見込み者数 (全体対象者 (R3.1.1) 18,083人)

接種完了見込み者数 13,421人 (全体74.22%)

●集団接種会場予約状況

【9月】

1回目 予約者数/予約枠 1,019/1,272 (80.11%)

【10月】

1回目 予約者数/予約枠 87/785 (11.1%)

10/1 42/90 (46%)

10/6 17/150 (11%)

10/7 7/250 (3%)

10/8 3/170 (2%)

10/9 18/125 (14%)

【問い合わせ先】

健康増進課

健康づくり班

電話 0550-76-6668



小山町中小企業等応援金について

(小山町商工観光課)

1 概要

町では、令和3年8月8日以降に適用されたまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う、飲食店への休業・時短要請及び終日酒類の停止要請並びに不要不急の外出自粛等の影響を受けた町内中小企業等の事業継続を支援するため、売上が減少した中小企業等に対し、予算の範囲内において小山町中小企業等応援金を交付します。

2 内容

(1) 交付対象者

・「一般枠」 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (ア) 対象月に他都道府県、他市町村における同様の一時金等の申請（受給）を行っていないこと、かつ協力金又は酒類事業者枠の交付を受ける条件を満たす事業者ではないこと。
- (イ) 静岡県が実施する静岡県中小企業等応援金の交付決定通知書兼確定通知書または国が実施する月次支援金をもらっている事業所であること。
- (ウ) 令和3年3月31日以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。
- (エ) 対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上減少していること。また、対象月及び前年又は前々年の同月の月間売上については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の現金給付を除いて算出するものとする。
- (オ) 申請者は、令和3年3月31日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその联合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
 - a 中小法人等であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。
 - b 個人事業者等であること。

・「酒類事業者枠」 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (ア) 対象月に他都道府県における同様の一時金等の申請（受給）を行っていないこと、かつ協力金又は一般枠の交付を受けた事業者ではないこと。
- (イ) 静岡県が実施する静岡県中手企業等応援金の交付決定通知書兼確定通知書または国

が実施する月次支援金をもらっている事業所であること。

(ウ) 令和3年3月31日以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(エ) 対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上減少していること又は、対象月及び対象月の前月の月間売上が、連続して15パーセント以上減少していること。なお、対象月及び前年又は前々年の同月の月間売上については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の現金給付を除いて算出するものとする。

(オ) 申請者は、令和3年3月31日時点において、酒類販売事業者等であり、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

a 中小法人等であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。

b 個人事業者等であること。

(2) 交付申請期間：令和3年11月頃を予定

(3) 交付額

■【一般枠】令和3年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上減少している事業者

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和2年の比較月の月間売上から、令和3年の対象月の月間売上を差し引いた金額	中小法人等	10万円を上限
	個人事業者等	5万円を上限

■【酒類事業者枠】

(ア) 令和3年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少、又は、令和3年対象月及び前月の月間売上が、前年又は前々年の同月比で連続して15パーセント以上減少した酒類販売事業者等

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和2年の比較月の月間売上から、令和3年の対象月の月間売上を差し引いた金額	中小法人等	20万円を上限
	個人事業者等	10万円を上限

(イ) 令和3年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で50パーセント以上70パーセント未満減少した酒類販売事業者等

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
	令和元年又は令和2年の比較月の月間売上から、令和3年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等
個人事業者等		10万円を上限

(ウ) 令和3年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で70パーセント以上90パーセント未満減少した酒類販売事業者等

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
	令和元年又は令和2年の比較月の月間売上から、令和3年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等
個人事業者等		20万円を上限

(エ) 令和3年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で90パーセント以上減少した酒類販売事業者等

算出方法	1事業者当たりの交付上限額	
	令和元年又は令和2年の比較月の月間売上から、令和3年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等
個人事業者等		30万円を上限

(4) 交付の申請

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ その他町長が必要と認める書類

※詳しくは、チラシを参照

【問い合わせ先】

商工観光課

商工班

電話 0550-76-6114



令和3年度 富士山須走口登山道登山者数等の実績について

(小山町商工観光課)

1 概要

須走口登山者数

- ・登山者（5.5合目設置カウンター）数は11,180人（R元＝30,880人）
R元年比 63.8%の減（19,700人の減）

2 内容

須走口マイカー規制実績数

令和3年度の規制実施日は、開山期間中の7月10日から9月10日までの連続63日間
(令和元年度も7/10から9/10までの連続63日間)

(1) 乗換駐車場の利用台数

- ・乗換駐車場の総利用台数は1,910台（R元＝5,198台）R元年比 63.2%の減
- ・1日あたり平均利用台数は30.3台（R元＝82.5台）
- ・1日最大駐車台数は8月28日（土）の118台（R元＝8/11の304台）

(2) シャトルバスの利用者数

- ・規制期間のシャトルバスの利用者総数は7,902人（R元＝25,315人）
- ・内訳：登山 3,668人 下山：4,234人
- ・1日あたり平均利用者数は131.7人（R元＝401.8人）R元年比 67.3%の減
※60日間運行

【問い合わせ先】

商工観光課

観光振興班

電話 0550-76-6114



川野将虎選手オリンピック出場報告会及び出場記念展の開催について

(小山町教育委員会 生涯学習課)

1 概要

東京2020オリンピック競技大会男子50km競歩に出場し、見事6位入賞を果たした川野将虎選手の活躍に対し、町を挙げて功労を称え、町民をはじめ広く周知するため、下記のとおり報告会と記念展を開催します。

2 内容

■出場報告会

- (1) 日時 10月11日(月) 午後6時30分～7時15分
- (2) 会場 小山町総合文化会館 菜の花ホール
- (3) 内容
 - ・オリンピック男子50km競歩の映像ダイジェスト
 - ・川野選手から町民の皆様へメッセージ(リモート出演)
 - ・町長・議長・後援会長からの言葉
 - ・記念品の贈呈
- (4) 参加者 町3役、町議会議員、後援会委員、学校関係者、一般町民(50名)
- (5) その他 一般町民の参加募集は10月1日(金)から行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては募集しない。

■出場記念展

- (1) 日時 9月24日(金)～10月5日(火) 午前9時～午後5時
- (2) 会場 小山町総合文化会館 展示室
- (3) 内容
 - ・川野選手オリンピック入賞までの歩み
 - ・オリンピック出場応援メッセージ(国旗)
 - ・オリンピック出場時の激闘写真
- (4) その他 入場無料・9/27(月)、10/4(月)は休館

【問い合わせ先】

生涯学習課

生涯学習班

電話 0550-76-5722



おやまアートビレッジの開催について

(小山町教育委員会 生涯学習課)

1 概要

昨年11月に開催し大変好評でありました「おやま秋のアートビレッジ」を、今年度はさらに内容を充実し「おやまアートビレッジ」として、町民の皆様に文化芸術に触れる機会をお届けします。

10月に絵画展、11月に町内の美術館見学ツアー等を皮切りに、年度末にかけて各種イベントを開催していきます。

2 内容

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | 「天野郁夫と前野先生との二人展」(絵画展) |
| 開催期間 | 10月7日(木)～10月17日(日) |
| 会場 | 総合文化会館 展示室 |
| 内容 | 町内外で活躍している画家の天野郁夫氏と、天野氏の絵画の師である前野敏子氏の2人による絵画展。 |
| (2) 名称 | 「美術館夢呂土と森村橋見学ツアー」 |
| 開催日 | 11月12日(金)・13日(土) |
| 会場 | 美術館夢呂土(用沢1373-1)、森村橋(小山地先) |
| 定員 | 各日 20名(小学生以上) |
| 内容 | 近代日本画革新の旗手で文化勲章受章作家、山本丘人画伯の作品を、美術館夢呂土で、丘人氏の娘である美術館館長、山本由美子氏の解説のもと見学します。その後、国登録有形文化財で、改修復元工事が完了した森村橋を学芸員の解説のもと、見学します。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・町のマイクロバスを利用します。・10月中旬に参加者の募集を行います。 |

【問い合わせ先】

生涯学習課

生涯学習班

電話 0550-76-5722



東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村提供木材の活用について

(小山町農林課)

1 概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村のビレッジプラザは全国 63 の自治体から無償で提供された木材で建設されており、小山町もスギ材 196 本（約 5 m³）を提供しています。

提供木材は大会終了後に各自治体に返却（小山町については令和 4 年 1 月返却予定）されます。返却された木材は大会のレガシー（遺産）として活用することとされており、木材の活用は、林業の再生など、持続可能な森林の保全に寄与するとともに、環境負荷の低減など、持続可能性の実現を目指すものとなります。

2 内容

返却された木材の利用方法について、一般から広くアイデアを募集し、決定することとします。

(1) 応募資格：小山町をこよなく愛する個人または団体

(2) 募集期間：10 月 1 日（金）～11 月 1 日（月）必着

(3) 募集内容：小山町提供木材（スギ）の利用方法

提供木材のみで利用可能なものであり、大会レガシー（遺産）として永く残るものであること
(消耗品となるような利用は不可)。

(4) 応募方法：応募用紙にて、持参、郵送、FAX または E メール のいずれかの方法で応募

※応募用紙は町ホームページからダウンロードまたは
農林課窓口及び各支所窓口にて配布いたします。

(5) 審査方法：書類審査

「一般の部」、「小・中学生の部」の 2 部門で審査

【問い合わせ先】

農林課

林業班

電話 0550-76-6112



県立小山高等学校との連携協定の締結式について

(小山町教育委員会 こども育成課)

1 概要

町は、県立小山高等学校とのこれまで連携してきた多くの取り組み、また今後の取り組み等を町内外に発信し、同校と本町の魅力向上につなげていくこと、さらに若い世代の発想を生かした活力ある地域社会の形成と発展に貢献していくことなどを目的に連携協定を締結します。

2 内容

日時 10月12日(火) 16:00～

場所 県立小山高等学校 大会議室

出席者 ○県立小山高等学校 校長 宮坂 美基夫
副校長 芹沢 利弘
教頭 小雀 浩一郎
教頭 秋永 能宏
生徒代表 2名

○小山町 町長 池谷 晴一
副町長 大森 康弘
教育長 高橋 正彦
企画総務部長 小野 一彦
教育次長 長田 忠典

【問い合わせ先】

小山町教育委員会

こども育成課

電話 0550-76-6122



区長と町長との意見交換会開催報告について

(小山町地域振興課)

1 概要

小山町区長会では、各地区区長と町長がスムーズな意思疎通を図るとともに親睦を深める取り組みとして、意見交換会を開催しました。

各地区から募ったテーマについて、区長、副区長など地区の代表者と町長、町の幹部職員が意見を交わしました。

2 内容

日時	名称	開催場所	出席者数
令和3年6月 3日	成美地区区長と町長との意見交換会	小山町役場	26名
6月17日	明倫地区区長と町長との意見交換会	小山町役場	18名
6月23日	足柄地区区長と町長との意見交換会	足柄地区コミセン	23名
7月 1日	北郷地区区長と町長との意見交換会	北郷地区コミセン	26名
7月 8日	須走地区区長と町長との意見交換会	須走地区コミセン	20名

意見交換会は、参加人数を各区2～3名に限定し、感染防止対策を徹底して行いました。意見を交わした主なテーマは、コロナ禍における地域活性化策、人口減少に対する町の施策、町長のめざす町づくり、生鮮3品を取り扱う店舗の誘致などです。

各地区からいただいた意見は、今後の町政運営の参考となります。意見交換会の詳細は、町のホームページに公開しています。

【問い合わせ先】

地域振興課

広報広聴班

電話 0550-76-6135



令和2年度 区要望対応実績について

(小山町地域振興課)

1 概要

町では、町民の意見や要望を町政に反映するため、区長から地区要望を文書で提出してもらい、その対応結果を文書で区長宛てに回答しています。

このほど、令和2年度の区要望の対応実績をとりまとめましたので報告します。

2 内容

令和2年度は各区から566件の要望が寄せられました。道路の改修、補修など建設課への要望が約7割をしめています。

■令和2年度区要望対応状況（実施件数） （単位：件）

	建設課	農林課	くらし安全課	都市整備課	その他	計
町で実施	126	30	1	12	18	187
県などに進達	73	24	17	0	3	117
未実施	191	45	9	5	12	262
計	390	99	27	17	33	566

※未実施には、民有地など町が実施できない要望を含みます。

- ・町で実施や県などに進達した対応件数の割合は、約54%でした。
- ・主な要望内容として、道路の改修や補修、カーブミラーの設置、農業用水路の補修、公園の整備などがありました。

■令和2年度区要望対応状況（事業費） （単位：円）

	建設課	農林課	くらし安全課	都市整備課	その他	計
町で実施	22,804,520	15,331,050	0	1,381,000	4,822,948	44,339,518

- ・災害時の緊急要望については、地区要望の事業費とは別に予算を講じ、対応しています。

【問い合わせ先】

地域振興課

広報広聴班

電話 0550-76-6135



小山町出前講座の募集について

(小山町地域振興課)

1 概要

町では、町政に関する町民の理解と意識啓発の向上を図り、町民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的とした小山町出前講座（町民井戸端会議）を設置しています。このたび、出前講座開催の参考としていただくよう、令和3年度小山町出前講座メニューを作成しましたのでお知らせします。

2 内容

1) 対象団体

町内に在住、在勤又は在学するおおむね5人以上の者で構成する団体

2) 開催場所

町内の公共施設、公民館、コミュニティセンター、地区集会所など

3) 申し込み方法

団体の代表者が、小山町出前講座の開催を希望する1カ月前までに申込書に必要事項を記入し、地域振興課に申し込む。（窓口提出、FAX、メール）

申込書は町のホームページからダウンロードするか、地域振興課窓にお問合せください。講師は町長又は担当職員となります。

4) 令和3年度 小山町出前講座メニュー（担当課など）

- ①第5次小山町総合計画について（企画政策課）
- ②SDG s について（企画政策課）
- ③公共交通について（企画政策課）
- ④行政 ICT サービス紹介（企画政策課）
- ⑤企業版ふるさと納税について（企画政策課）
- ⑥住み続けたい地域づくりを考える（人口政策推進室）
- ⑦フレイル予防について（介護長寿課）

※上記以外のテーマでも出前講座を受け付けます。

5) その他

・講師料は無料ですが、出前講座開催に要する費用（会場使用料、材料費等）は開催団体の負担となります。

【問い合わせ先】

地域振興課

広報広聴班

電話 0550-76-6135



役場窓口におけるクレジットカード等キャッシュレス決済の拡充について

(小山町企画政策課)

1 概要

役場の窓口において、住民票や所得証明書などの発行手数料支払いの際に、クレジットカードや電子マネー、QRコードのキャッシュレス決済が利用できるようになります。現金を取り出す必要がなく、カードやスマートフォン等で手軽にお支払いが可能となり、また、人と人との接触機会が減少することにより、新型コロナウイルスなどの感染症対策にもなります。

2 内容

(1) 運用開始

- ・令和3年10月1日（金）

(2) 対象窓口

- ・住民福祉課（小山町役場本庁舎1階）
- ・税務課（小山町役場本庁舎1階）
- ・各支所（足柄・北郷・須走）

(3) 対象となる支払い

- ・住民票の写し、印鑑証明、税務証明など、25種類の手数料
（※詳細は別紙のとおり）

(4) 利用可能なキャッシュレス決済手段

①クレジットカード

Visa、Mastercard、銀聯（タッチ決済も可能）

②電子マネー

交通系電子マネー（PiTaPa除く）、iD、楽天Edy、WAON、nanaco

③QRコード

LINE Pay、PayPay、メルペイ、au PAY

※他決済サービスについては、手続きが整い次第追加予定

(5) 利用上の注意

- ・キャッシュレスでのお支払い時には、領収書は発行できません。支払履歴等でご確認ください。
- ・窓口でのチャージは対応できません。
- ・1回の支払で、現金と併用することはできません。

【問い合わせ先】

企画政策課

企画班

電話 0550-76-6133

【別紙】

■対象となる証明等手数料の一覧

区 分	手数料
印鑑登録証明	300円
印鑑登録証の交付	300円
身分に関する証明	300円
生存、失そうに関する証明	300円
住民票の写しの交付	300円
消除された住民票の写しの交付	300円
戸籍の附票の写しの交付	300円
消除された戸籍の附票の写しの交付	300円
不在住証明	300円
不在籍証明	300円
埋火葬申請書の写しの交付	300円
住民票の閲覧	300円
戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	450円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	450円
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	350円
婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1,400円
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	350円
住宅用家屋の証明	1,300円
租税公課に関する証明	300円
営業、職業に関する証明	300円
土地、建物、償却資産に関する証明	300円
公簿の閲覧	300円
その他の証明	300円



埋設廃棄物問題への対応について

1 概要

小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会は、発生原因の分析等により課題を検証し、今後の業務改善や透明性確保と説明責任の充実に向けた検討を行い、検証結果を取りまとめ、8月2日に町長に報告しました。報告を受け取り、慎重に対応を検討した結果、別添資料のとおり結論したものです。

2 内容

別添のとおり

【問い合わせ先】

企画総務部

電話 0550-76-1111

【別添】

埋設廃棄物問題への対応について

廃棄物が発見された当該地は、昭和40年代後半から50年代末に、産業廃棄物の不法投棄が問題となり、「広報おやま」や「小山町史」にも記事が掲載された地域であった。そして、前町長は令和2年1月の報道機関の取材に対し、廃棄物の埋設を承知していたと答えている。

しかしながら、令和元年5月、私が町長就任時に部長級職員に対して確認したところ、全員が廃棄物の埋設を知らなかったとの回答を得ていること及び業務検証委員会の報告において職員に認識不足があったことが指摘されていることから、廃棄物の埋設を前町長は承知していたが、役場内関係職員には知らされずに、埋設の事実を役場内で共有せずに事業を進めていた点に疑問がある。

しかし、最初に言えることは、産業廃棄物の不法投棄が問題となった当時において、地権者及び町、県等関係機関において協議のうえで、産業廃棄物は適切に処理がなされるべきであったが、放置されていたということである。

その後、平成25年に、湯船原地区の新産業集積エリアを含む8地区が、静岡県が進める「フロンティア推進区域」に指定された。

推進区域の指定に当たり、廃棄物の存在が過去から問題視されていた場所であるならば、県に指定の申請をする段階で、あるいは、新産業集積エリアの事業化を決定する時点で、埋設廃棄物の処理に関する対応についても協議、決定し、町議会、町民の理解を得るべきであったと考える。

しかし、業務検証委員会の報告において、その事業決定に至る意思決定について、誰が、どの時点で、どのように決定したのか確認できる資料がなく、妥当性が判断できないこと及び産業廃棄物の問題が議論されたかどうか、十分な記録がないため確認できないことが指摘されており、当時、埋設廃棄物の処理に関する対応を協議、決定し、町議会、町民の理解を得るという行為はなされなかった。

土地買収について、町は土地売買契約書に小山町契約規則に規定されている旧民法に定める瑕疵担保責任の条項を入れずに契約を締結した。また、町は契約書に記載が無くとも旧民法に定める瑕疵担保責任により、廃棄物処理費の負担を地権者(売り手)に求めることが可能と認識していた。しかしながら、旧民法上、廃棄物が発見された時点から1年以内に地権者に賠償を求めることが可能だが、期限内に賠償請求をせず、事実上瑕疵担保請求権を放棄したなど旧民法、地方自治法及び小山町契約規則に係る疑問がある。

しかし、業務検証委員会の報告において、町の長年の慣例に則り、瑕疵担保条項を省略した契約書を作成していること、契約書に瑕疵担保条項を記載した場合、それを

理由に事業への協力を得られなかったであろうという側面は否定できないこと等が指摘されており、このような状況下で、町が瑕疵担保条項の無い契約を締結したことは、やむを得なかったと考えざるを得ない。

また、新聞報道によれば、前町長が廃棄物の埋設を承知していた土地であるにもかかわらず、十分な土地調査が行われなかった点について、旧民法に係る疑問がある。しかし、業務検証委員会の報告において職員の認識不足があったことが指摘されており、職員は、前町長から廃棄物の埋設を知らされずに土地調査を行ったと考えられる。

町議会に対して、町は、当該地区を、フロンティア推進区域に指定申請する際及び新産業集積エリア開発事業決定時に、廃棄物が埋設されていることや処理方針等について説明、協議等していない。また、土地売買契約について、旧民法の規定によらず、地権者の瑕疵担保責任を問わない、すなわち処理費が生じた場合、町が処理費を負担すること、町がリスクを負う契約内容であることなどの説明、協議等行っていない。従って、買収地から廃棄物が発見された場合、町が費用を負担することとなることについて町議会は承知していなかったのではないかと、という点に係る疑問がある。

また、地権者でなく町が廃棄物の処理を行うこと、瑕疵担保請求権を放棄することについて町議会の承認、議決等を経ていない点についても疑問がある。

上記に述べた各対応を鑑みるに、廃棄物の埋設を承知していたとする前町長の令和2年1月の新聞報道を踏まえれば、地方自治体の長は、地方自治法上、善良なる管理者の注意をもって用地買収という財産取得行為を行う義務を有するとされている中、前町長の法的責任は別として、政治責任は重いと考える。

一方、地権者にとって当該地は、産業廃棄物の不法投棄といういわば不可抗力による損害を受けた土地である。不法投棄者の特定、原状復帰、損害賠償等の対応について、先に述べたとおり、地権者及び町、県等関係機関との協議が、当時どのようになされたか不明であるが、いずれにしても、当該地は、新産業集積エリアとして開発事業が行われるまで廃棄物の処理がなされず、廃棄物は、埋設されたままの状態となっていた。

本来であれば、土地売買に当たり地権者が廃棄物を処理、あるいは、旧民法により処理費を負担すべきであるが、約30億円（内町負担は、約11億円）の廃棄物処理費に対し、町から地権者に支払った土地買収費は、総額約12億円であり、廃棄物の処理、あるいは多額の処理費の負担を一部の地権者に求めて事業を円滑に行うことは、困難であったと想定せざるを得ない。

本事業は、町の施策の中でも重要な位置を占め、企業誘致が推進されて税収の増加

や雇用促進、定住人口拡大等に資することから、町議会においても、「内陸のフロンティアを拓く取組推進対策特別委員会」を設置するなど強力に推進していた。また、事業着手した以上、工期内の事業完遂、期限内の起債償還等が求められていた中、前述の経緯等を踏まえれば、本件に係る地権者の瑕疵を問うことは無理であり、町として費用を負担せざるを得なかったと考える。

私は、本件について、数々の疑問点を感じたため、町が莫大な処理費を負担することとなった責任を明確にし、損害賠償請求することを考えるとともに、事務処理の観点から一連の業務把握や課題整理を行い、問題の発生原因の分析等により改善点を検証すること及び町民の信頼を確保することを目的として、昨年6月に業務検証委員会を設置し、本年8月にその業務検証委員会の最終報告を受けました。最終報告の内容を踏まえ、弁護士と相談の上、総合的に判断する中で、前町長の政治責任は重いですが、賠償責任を追及することは難しいと考えました。町の将来の発展を鑑み、苦渋の決断ではありますが、町民及び町議会の皆様の御理解をいただきたいと思います。

業務検証委員会の報告に示された、①職員の意識の研鑽、②事前調査の実施等ルールの厳格化、③執行体制の充実、④関係条例の整備等の業務改善再発防止策等を講じ、町民の信頼を確保し、公平公正な町政運営を行ってまいります。

令和3年9月

小山町長 池谷晴一